



[トップページ](#) > [財務省について](#) > [所管の法令・告示・通達等](#) > [財務省告示・通達情報](#) > [告示](#) > 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率

ポスト

○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率

(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)

最終改正 令和8年3月6日財務省告示第54号(令和8年4月1日適用)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を次のように定める。

昭和二十四年十二月十二日

大蔵大臣 池田 勇人

年三・〇パーセント

(参考) 例年、遅延利息の率に変更がある場合は、3月上旬に変更しています。

[戻る](#) 財務省ホームページトップへ戻る